

口座振替初回引落とし割引

2025年4月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

この個別要綱の口座振替初回引落とし割引（以下「口座振替初回引落とし割引」といいます。）は、個別要綱のポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱により電気の供給を受け、当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により料金を支払われるお客さまで、この個別要綱の適用を希望される場合に適用いたします。

2 料 金

各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱によって料金として算定された金額から次の初回引落とし割引額を差し引いたものとしたします。ただし、当該月における初回引落とし割引額は、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものとしたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱によって算定された金額といたします。

| | |
|-------------------|--------|
| 初回引落とし割引額（1契約につき） | 55円00銭 |
|-------------------|--------|

3 口座振替初回引落とし割引の廃止

- (1) お客さまが口座振替初回引落とし割引を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 口座振替初回引落とし割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、お客さまが、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替初回引落とし割引が消滅したものといたします。

4 その他

その他の事項については、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプランforスマート・エアーズ、昼とくプラン、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、低圧高利用契約またはセットメニュー要綱に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この個別要綱は、2025年4月1日から実施いたします。